



ひと、暮らし、  
みらいのために

令和2年8月1日 社会的包摂サポートセンター主催  
新型コロナ禍における在日外国人と  
生活困窮者自立支援について考えるセミナー

# 生活困窮者自立支援制度の基本理念と コロナ禍におけるこれまでの取組

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

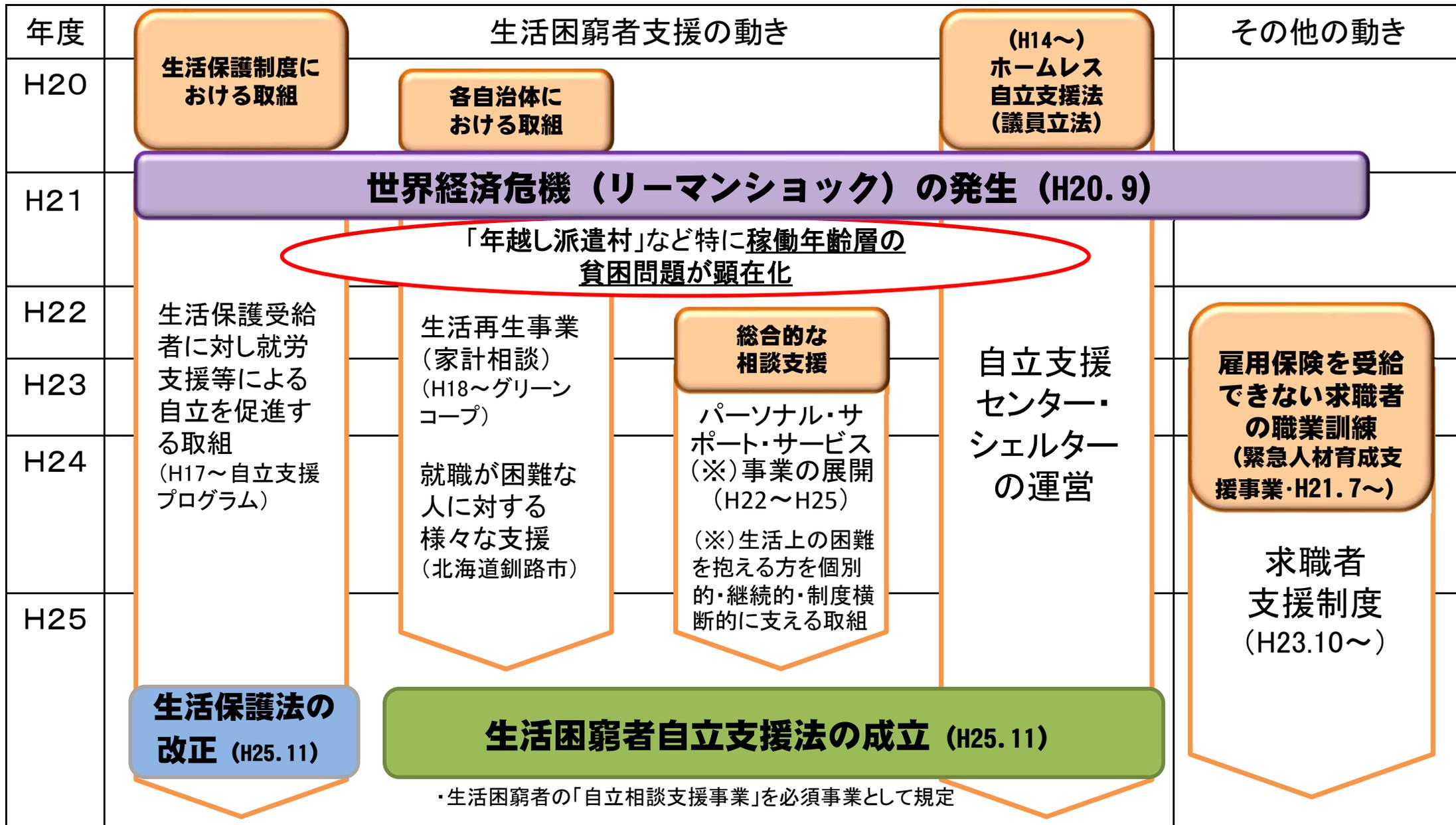
包括的支援体制整備推進官

鎚木 奈津子

# 生活困窮者自立支援制度の 経緯と基本理念

---

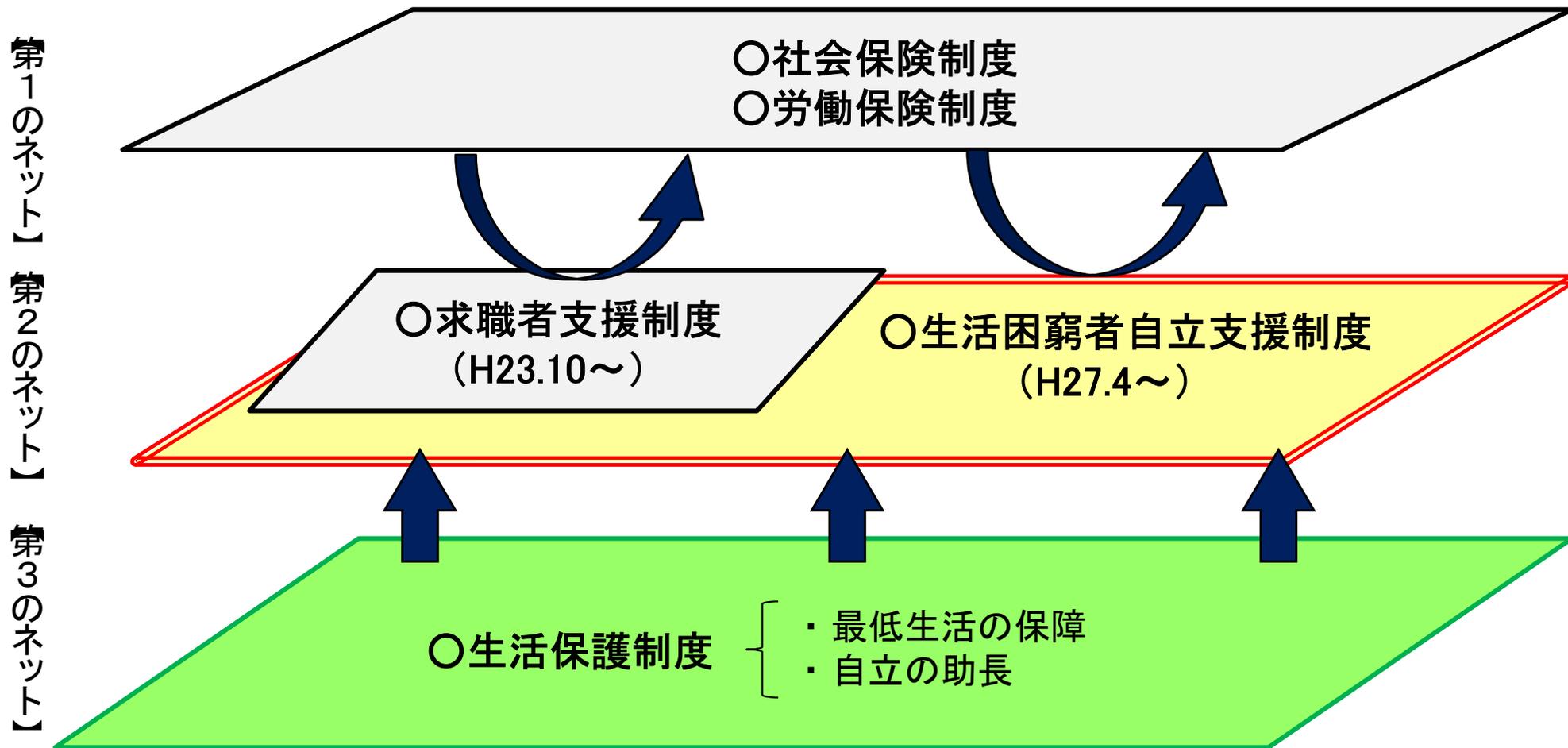
# 生活困窮者支援の経緯



## H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

# 生活困窮者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国903福祉事務所設置自治体で1,318機関(H30年12月現在))

#### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

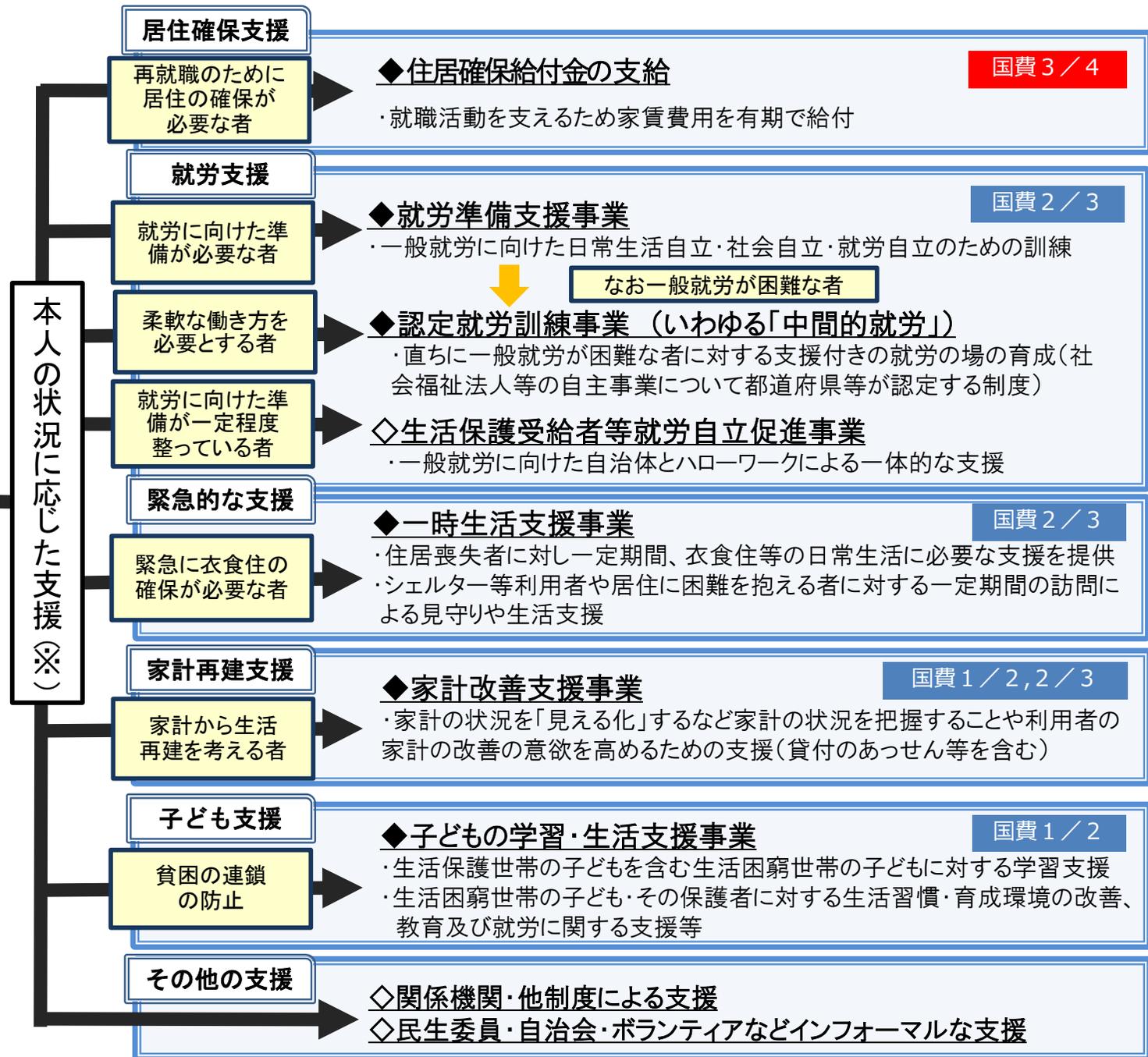
国費 3 / 4

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



### ◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

# 「生活困窮者」とは？

改正法にて案文化

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

# 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

## <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**  
約30万人(H29・厚  
生労働省推計)

**ホームレス**  
約0.6万人(H29・ホームレスの  
実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**  
約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**  
約76万人(H28・労  
働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**  
約18万人(H28・  
内閣府推計による  
「狭義のひきこも  
り」) +  $\alpha$ (内閣府推計で  
対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**  
約6万人(H27)

**税や各種料金の滞納者、多重債務者等**

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

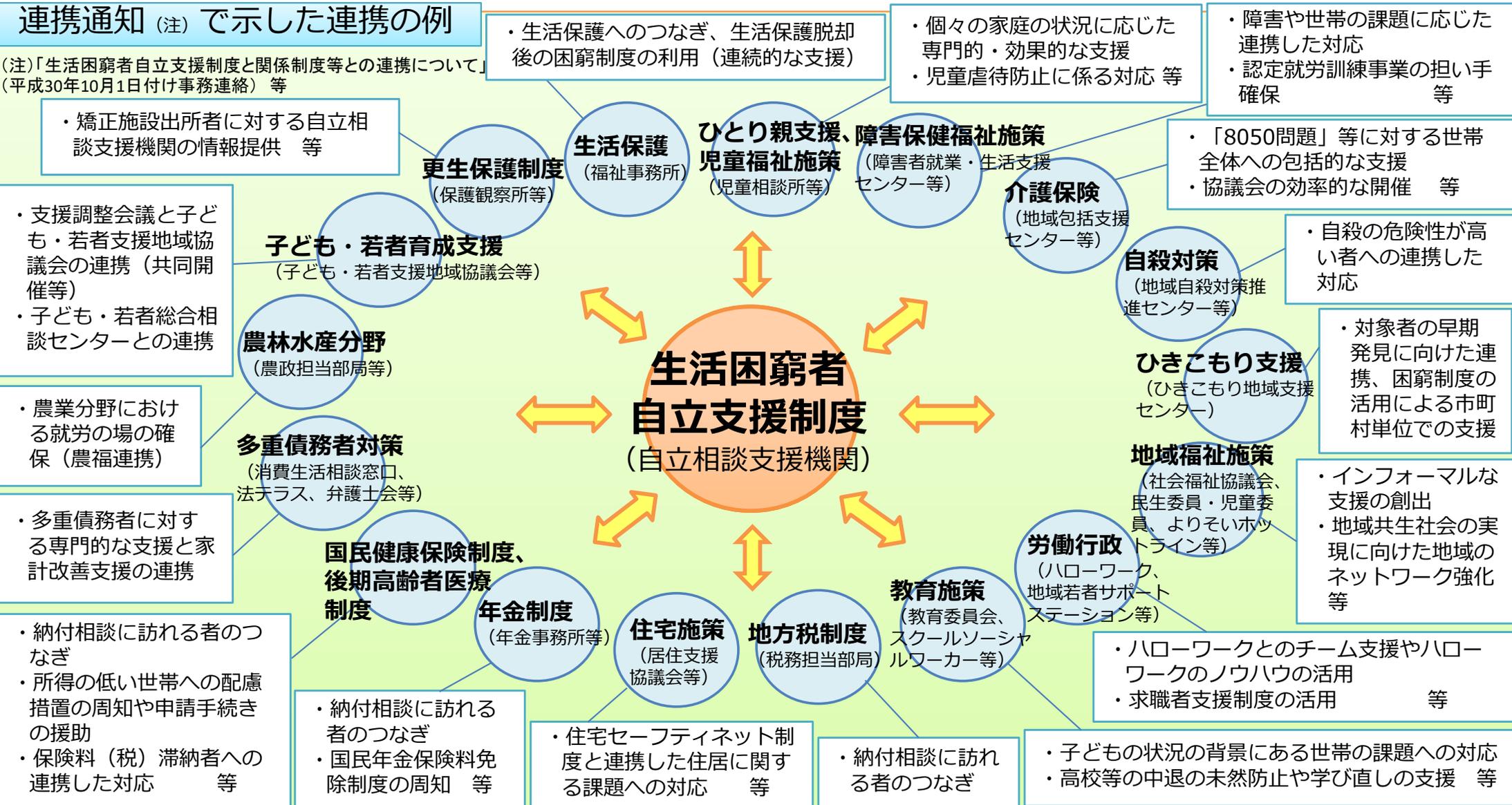
見え  
にくい

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

## 連携通知 (注) で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 生活困窮者制度ニュースレター(平成28年3月30日号)より

皆さんこんにちは。生活困窮者自立支援室長の本後です。

平成27年度も残すところわずかとなりました。生活困窮者自立支援法の施行初年度、全国津々浦々で始まった支援の取り組みが、一つ一つ実を結び始めているのではないかと考えています。

この一年を振り返り、次の一年に向けてお伝えしたいことを1月の部局長会議、3月の主管課長会議で申し上げていますが、改めてここで一つだけ取り上げ、新年度を迎えるに当たっての私のご挨拶としたいと思います。

それは、「生活困窮者自立支援制度が新たな一つの縦割り制度になってしまっていないか」ということです。

生活困窮という状態を捉え、複合的な課題に対して包括的に支援するためには、既存の制度や事業を始め、取りうるすべての支援をコーディネートするのだという心持が肝心です。私が申し上げるまでもなく、相談者を前にして、支援に関わるお一人お一人が日々考えてくださっていることです。

さて、その中で、実は最も難しいのが生活保護との関係ではないでしょうか。

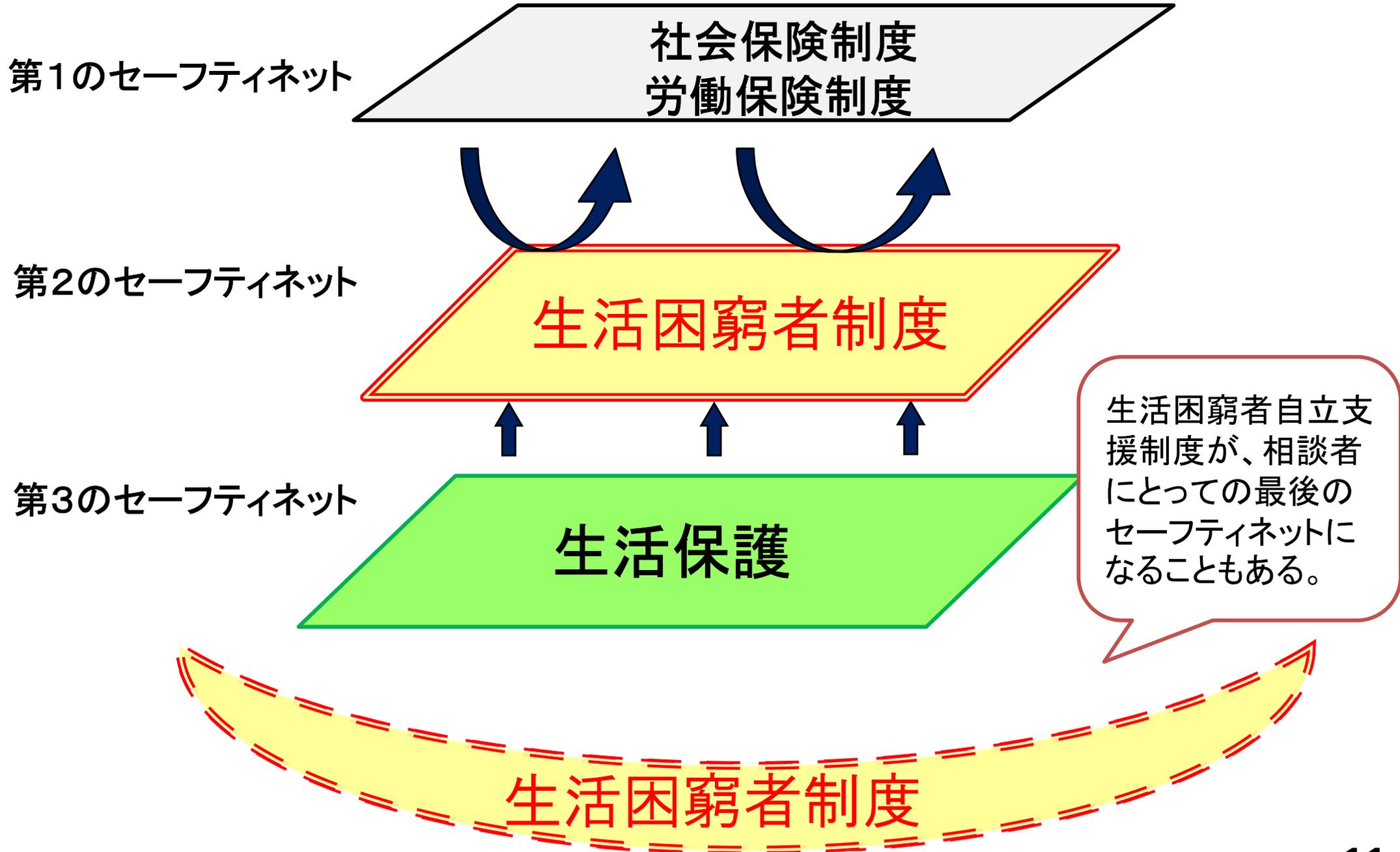
生活保護受給に至らない人の取りこぼしがないように窓口を一本化している自治体、両窓口が別の場所にあってもお互いに対象者をつなぎ合っている自治体など、一体的な運用ができています。データ面でも、定点調査にご協力いただいている自治体においては、相談者が生活保護受給となるケースも一定程度現れています。自立相談支援事業において把握した緊急を要する生活困窮者を迅速に生活保護につなぐことも大きな役割ですが、一方では、生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人を「要保護状態にあるから生活保護窓口に行くように」として帰したり、生活保護の窓口から自立相談支援機関になかなかつながらないといった例も、残念ながら耳にします。

生活保護の窓口で受給に至らず自立相談支援機関を訪れた人であっても、自立相談支援機関において要保護となる可能性があると考えられる場合は、生活保護担当へ本人の相談歴を照会する、本人とともに再度窓口へ行ってみたいといった対応が必要です。「受給に至らず」の背景には、明らかに受給要件を満たさないようなケースであるのか、本人に申請の意思がないのか、生活保護に抵抗を感じて制度概要を単に聞いて終わっただけになっていないか等、その人ごとに様々な事情があります。まずはそれを一緒にときほぐし、生活保護がその人にとって自立支援のツールとしてあり得るのかどうか、自立相談支援機関の目線で考え、福祉事務所ともよく連携しながら行動していただくことが大切です。生活保護につなぐ場合でも、ただ本人に案内するだけでなくきちんと「つなぎ」を行うとともに結果のフォローをすることで、生活保護窓口と自立相談支援機関を連続的にすることができると考えられます。それでもなお、生活保護受給は難しいという場合ももちろんあります。

一般的には、最後のセーフティネットは生活保護ですが、生活保護制度が給付の仕組みである以上、その要件に該当しない場合があり得、そのときは、生活困窮者自立支援制度がその人にとっての最後のセーフティネットになるのだということを、常に心に留めていただきたいと思います。

こうした生活保護制度との連携についての考え方としては、制度施行前の連携通知においてお示してきたことに尽きますが、福祉事務所においても自立相談支援機関に対して協力的な対応が必要であるため、改めて保護課とも相談の上、本稿としました。

平成28年度も当室は、本制度の定着に向け職員一丸となって全力を尽くしますので、支援に関わる皆さんからのお取組のご報告、ご意見やご提案をお待ちしています。



## 改正法の概要

- 改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、以下の内容を明確化。
  - ① 生活困窮者の尊厳の保持
  - ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
  - ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備
- また、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。

## 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）（抜粋）

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかななければならない。
- その際、社会的に孤立しているために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性をはらんでいる状態にある人や、高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人についても、早期に、かつ予防的な対応を行うことが重要であることを認識する必要がある。
- また、生活困窮者自立支援は、これまでの縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、①生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、本人の意欲や想いに寄り添って支援すること（生活困窮者の自立と尊厳の確保）、②生活困窮者自立支援を通じて地域づくりにつなげていくことといった観点が必要である。
- こうした点に鑑み、生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置付けられている支援だけで完結するものではなく、様々な機関、関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者間で共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべきである。

## 生活困窮者自立支援に携わる関係機関

### 基本理念

生活困窮者の尊厳の保持

生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援

地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備  
(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

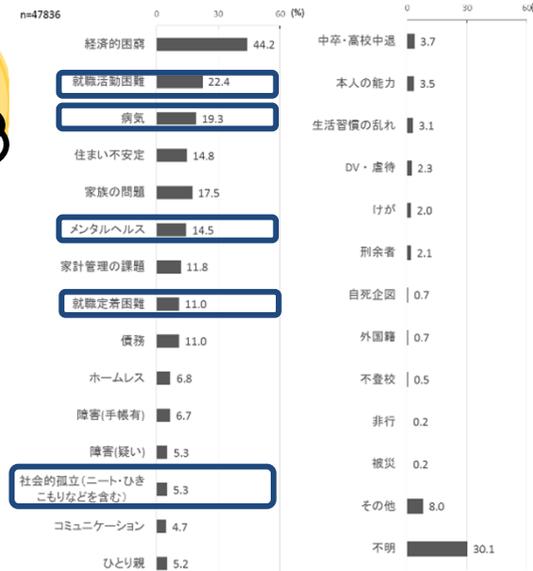


背景事情も踏まえた支援

基本理念を踏まえた支援



## 新規相談者の特性（抱える課題）



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

関係者間で共有を図り、早期的・予防的観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていく

# (1)－2 基本理念の明確化

## 改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

### (基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

### 基本理念の明確化

#### ■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度の目指すべき理念については、従来より、運用の中で、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から生活困窮者に対する包括的な支援を実施。
- 生活困窮者に対する自立の支援は、実施主体である自治体やその委託を受けた事業者では完結するものではなく、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの者からの協力によって実施されるもの。
- このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまでの運用の中で示してきた理念の明確化を図ることで、生活困窮者の自立支援に係る基本理念を共有し、共通認識とすることでより一層の効果的な支援を目指すもの。

#### ■ 改正内容のポイント

- 「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ」(第二条第一項関係)
  - 生活困窮者の多くは、自信や自己有用感や自尊感情を失っており、傷つきやすくなっていることを考慮した支援を行う。従来から運用で示してきた制度の目指す目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を明示したもの。
- 「生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない」(第二条第一項関係)
  - 生活困窮者の多くは、失業、知識や技能の不足等による就職活動・定着の困難性、病気、メンタルヘルス、社会的孤立等様々な課題を複合的に抱えていることから、そうした課題を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行う。従来から運用で示してきた支援の形である「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」を明確にしたもの。
- 「地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない」(第二条第二項関係)
  - 多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対する包括的な支援を行っていくためには、様々な分野との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要。
  - このため、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、地域における様々な分野の社会資源の連携の促進・活性化など関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、支援体制の整備を行うもの。(生活困窮者自立支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくりという制度目標、「分権的、創造的な支援」という形を明確にしたもの。)
- 「その他必要な支援体制の整備」(第二条第二項関係)について
  - 昨年改正された社会福祉法による、地域共生社会の実現に向けた、市町村による包括的な支援体制づくりを念頭に置いたもの。具体的には、
    - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
    - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協同して、複合化した地域生活課題を解決するための体制といった体制づくりを想定。

(参考)社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 (略)

# (1)－3 定義の明確化

## 改正後の生活困窮者自立支援法(改正部分は下線)

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2～6 (略)

## 定義の明確化

### ■ 改正の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、施行当初から、現行の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立を促進。
- こうした生活困窮者自立支援の実践を踏まえ、本改正は、経済的な困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進めるためのものであり、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくことを趣旨とするもの。
- なお、本改正は、支援対象者自体を変更するものではないが、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭く捉えるという抑制的な運用にならないよう改めて明示的に確認することも目的としている。

### ■ 改正内容のポイント

- 経済的な困窮に至る背景事情として、生活困窮者の抱える課題(新規相談者の特性)に係る調査結果も踏まえ、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。
- 「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度(希薄化等)を意味するもの。
- 「その他の事情」については、
  - ・ 住まいの状況(何らかの事情で住まいを失いかねない状況にあるなど)
  - ・ 家計の状況(自ら家計管理がうまくできない状況にあるなど)等が含まれる。

(参考)いわゆる「社会的孤立」について

- いわゆる「社会的孤立」については、その定義は専門家等にとっても様々であるが、一般的には、家族や地域社会との交流が著しく乏しい状態であると考えられる。
- この「社会的孤立」につながる状況は、個人によっても様々であるが、
  - ・ 客観的な状態としては、高齢者等の単身世帯、ひきこもり、長期離職の状況等が考えられ、
  - ・ 主観的な状態としては、「頼れる人の有無」や会話の頻度から測られる。
- こうした「社会的孤立」は、本人にとって、自立への意欲を喪失させ、自己有用感を持たずに、生活困窮を深めていくこととなるとともに、地域や社会にとっても、その活力を失い、地域社会の基盤を脆弱化させていきかねないものと考えられる。

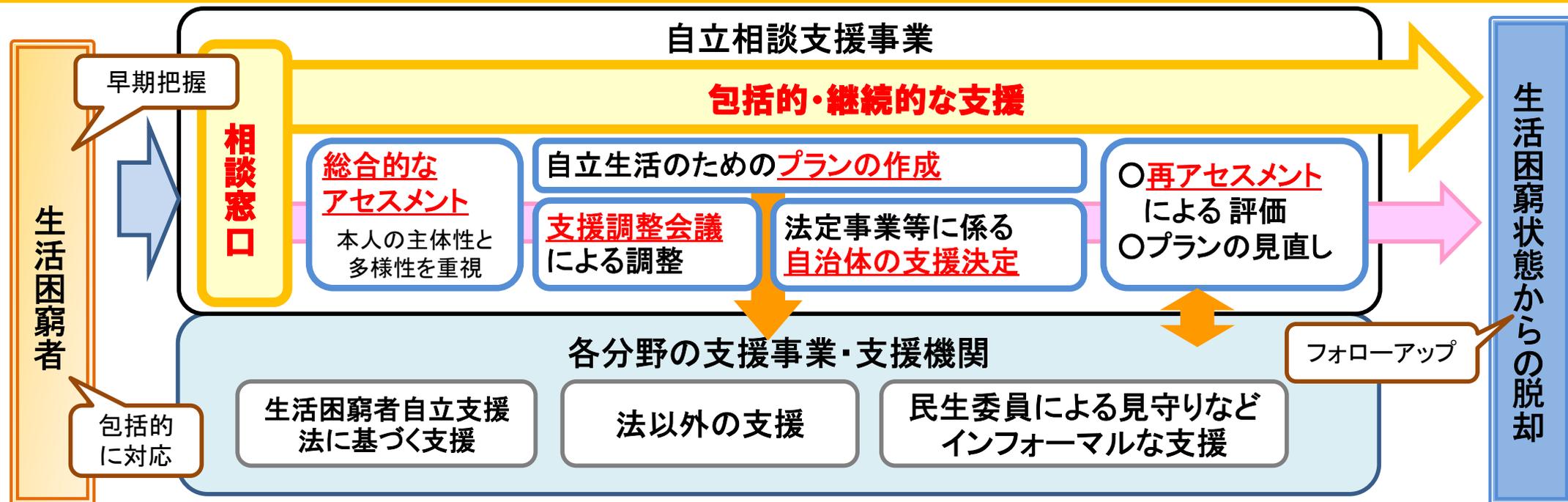
# 自立相談支援機関による支援

---

# 自立相談支援事業(必須事業)

## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

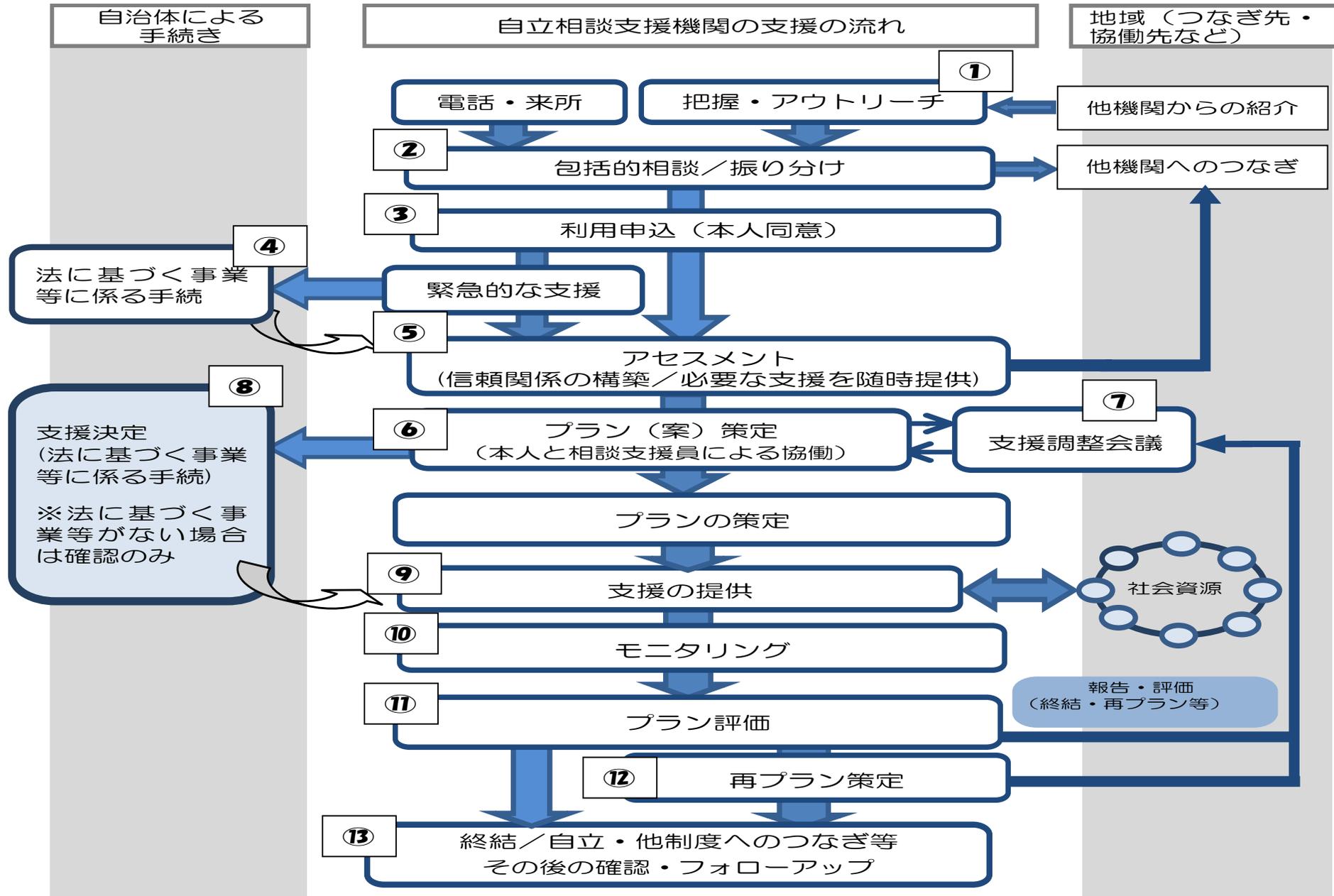


## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# 相談支援プロセスの流れ

※ 以下は、基本的な支援の流れを示したものの。例えば、緊急に支援が必要な場合は、状況に応じて臨機応変に対応していくことが重要。



図の中央は、自立相談支援機関が行う相談支援業務の流れ、左は自治体が行う手続等、右は地域における社会資源に求める役割を示している。

## 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集より抜粋

問5 生活困窮者は、住所不定、入院中、住民票が他の市等であるなど、居住地についても様々な状態にあることが考えられるが、生活保護制度のように詳細な実施責任を定められることとなるのか。

また、管内に居住地を有する者とする場合、「居住地」とは生活保護法と同様の取扱いと捉えてよいか。さらに、外国籍の者については本法の対象となり得るのか。

(答)

- 新法には、生活保護法第19条(実施機関)のような規定は設けていない。
- ただし、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応し、居住地がない者などについては現在地において対応することになると考えている。
- また、「居住地」について、生活保護法上は、「本人の事実上の「すまい」のある場所をいう」とされており、本法においても同様の取扱いとなると考える。なお、外国籍の者についても本法の対象となり得る(ただし、短期間の滞在の場合などの利用は想定していない)。

# 個人向け緊急小口資金貸付

---

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 第二次補正予算: 2,048億円

令和元年度予備費交付額 267億円  
令和2年度第1次補正予算額 359億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
  - 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

## 【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</b>
貸付上限	10万円以内	<b>学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</b>
据置期間	2月以内	<b>1年以内</b>
償還期限	12月以内	<b>2年以内</b>
貸付利子	無利子	<b>無利子</b>

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

## 【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</b>
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<b>1年以内</b>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<b>無利子</b>

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。

償還免除について: 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

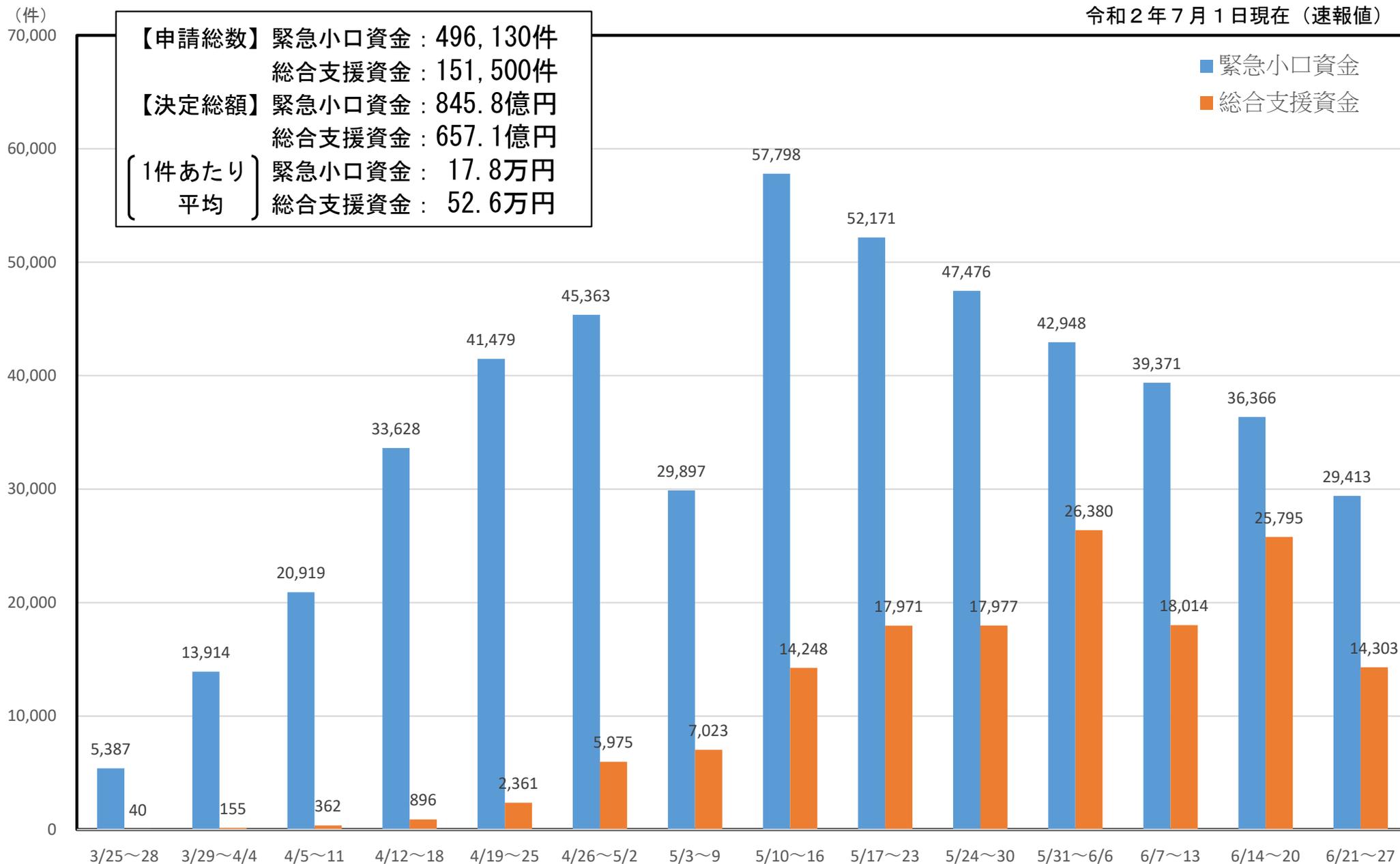
# 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の 特例貸付の運用に関する問答集 (vol.11) より抜粋

問18 貸付対象に外国籍の方がおられる世帯は含まれるか。

- 生活福祉資金貸付制度は、いわゆる国籍条項は存在せず、外国籍の方がおられる世帯であっても、貸付の対象となる。
- また、貸付については、日本国籍の方と同様、資金の用途や必要性、償還能力、残りの在留期間等を勘案の上で、決定される。
- 今般の特例要件は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化等による生活資金のニーズに対応するための措置であることを踏まえ、国籍にかかわらず、相談者それぞれの状況を丁寧に聞き取り、きめ細かな支援を行っていただきたい。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和2年7月1日現在（速報値）



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

## これまでの取組

### 【窓口の拡大関係】

○ 3/25から、全国の社会福祉協議会で申請受付の開始

○ 4/30から、全国の労働金庫で申請受付の開始

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11058.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11058.html)

○ 5/28から、全国の郵便局で申請受付の開始

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11378.html)

### 【その他】

○ 4/11から、土日祝日も含めて対応する専用コールセンターの設置

○ 5/8から、申込書の書き方等を解説するYoutube動画の公開

○ 5/28から貸付の専用特設サイトの設置(制度概要、申請書様式、Youtube動画の紹介など)

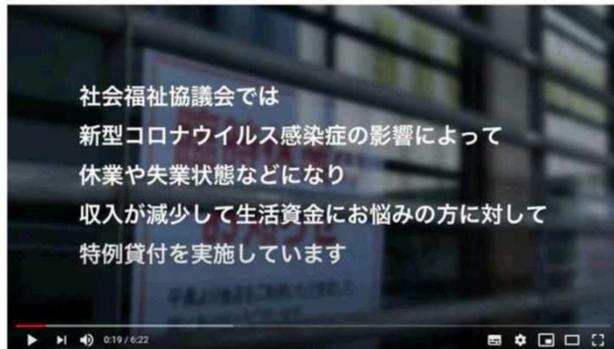
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

# 緊急小口資金等の特例貸付に関するYouTube上での周知

- 緊急小口資金等の特例貸付については、市区町村社会福祉協議会や厚生労働省のコールセンター等で多数の問い合わせが入っているところ、効率的な制度周知の強化等の観点から、制度の概要や申請書の書き方・留意事項等をまとめた動画を作成し、YouTubeに掲載。

## ①制度概要編

～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～

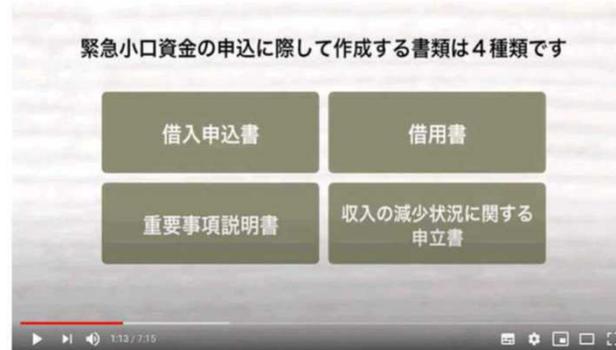


①制度概要編 ～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～

936 回視聴・2020/05/08

## ②申込書類の書き方編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～

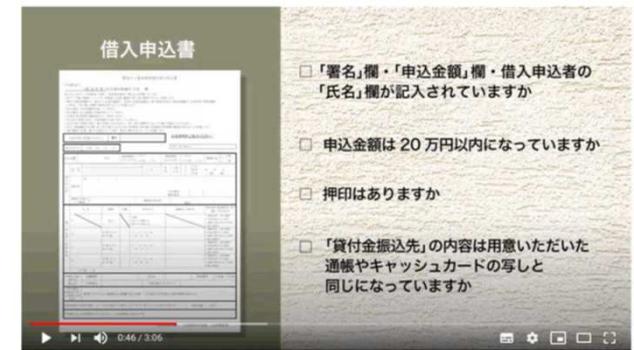


②申込書類の書き方編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～

447 回視聴・2020/05/08

## ③提出前確認編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～



③提出前確認編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～

262 回視聴・2020/05/08

([https://www.youtube.com/watch?v=iNRIKFh2b\\_4](https://www.youtube.com/watch?v=iNRIKFh2b_4))

([https://www.youtube.com/watch?v=oB5m2\\_CHxKM](https://www.youtube.com/watch?v=oB5m2_CHxKM))

(<https://www.youtube.com/watch?v=19ZHGQicaZI>)

# 緊急小口資金等の特例貸付に関する特設サイトによる周知

- 緊急小口資金等の特例貸付については、制度の概要や、手続きの流れなどの情報を効率的に収集できるよう、厚生労働省において、特設ホームページを開設。  
URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare's special website for emergency small-scale loans. At the top, there is a navigation bar with the logo and the text '生活支援特設ホームページ' (Special Home Page for Life Support). Below this, a banner reads '生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金' (Special Loans for Life Welfare Funds and Housing Security Allowance) and '新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ' (For those whose income has decreased due to the impact of the COVID-19 pandemic and who are struggling with their lives). The main content area features a large blue button labeled '生活福祉資金の特例貸付' (Special Loans for Life Welfare Funds). Below this, there is a navigation menu with links for '生活福祉資金の特例貸付', '手続きの流れ' (Application Process), '申込・相談窓口' (Application and Consultation Counter), '申込書' (Application Form), and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions). A red line highlights the 'よくある質問' link. Below the navigation menu, there is a section titled '緊急小口資金・総合支援資金 制度概要' (Emergency Small-scale Loans and Comprehensive Support Funds System Overview). At the bottom, there is a contact information box for the '個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター' (Individual Emergency Small-scale Loans and Comprehensive Support Funds Consultation Call Center) with the phone number '0120-46-1999' and operating hours '受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)' (Reception Hours 9:00~21:00 including weekends and holidays). There is also a link for 'FAXのお問い合わせはこちら' (Contact us here by FAX).



This section provides a list of PDF documents required for application, titled '緊急小口資金 申請に必要な各書類のPDFはこちら' (Emergency Small-scale Loans: PDFs of Documents Required for Application). The documents are: 1. 借入申込書 (PDF) (Application Form) with a link to '借入申込書記入例 (PDF)' (Application Form Example). 2. 借用书 (PDF) (Loan Agreement) with a link to '借用书記入例 (PDF)' (Loan Agreement Example). 3. 重要事項説明書 (PDF) (Important Information Sheet) with a link to '重要事項説明書記入例 (PDF)' (Important Information Sheet Example). A note at the top says 'ダウンロードしてご利用ください' (Please download and use).

This section is titled '緊急小口資金 よくある質問' (Emergency Small-scale Loans Frequently Asked Questions). It contains three questions: Q1: 「新型コロナウイルス感染症の影響を受け」という要件が存在しますが、具体的にどのような影響を受けたかを、どのように証明すればよいですか。 (The condition "affected by the COVID-19 pandemic" exists, but what kind of impact did you experience, and how can you prove it?) Q2: 収入の減少について具体的にどのように証明すればよいですか。 (Regarding the decrease in income, how can you prove it specifically?) Q3: 貸付要件について収入減少の大きさは関係しますか。 (Regarding the loan conditions, does the magnitude of the income decrease matter?) Each question has a downward arrow indicating a link to the answer.

# 緊急小口資金等の特例貸付に関する特設サイトによる周知

## 緊急小口資金

詳しくはこちら ▶

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業になったり仕事が減ったことで収入が減少した方に、**緊急かつ一時的な生計維持のための生活費**をお貸しします。

## 総合支援資金

詳しくはこちら ▶

新型コロナウイルス感染症の影響によって失業したり仕事が減ったことで収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な方に、**生活の立て直しまでの一定期間(3か月)の生活費**をお貸しします。

今回の特例措置では、二つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方をはじめ生活に困窮された方のセーフティネットを強化いたします。



### 生活福祉資金外国語版リンク

・ [English](#) ・ [Español](#) ・ [Português](#) ・ [한국어](#) ・ [中文\(簡体\)](#) ・ [Tiếng Việt](#)

▲ ページの先頭に移動

### 生活福祉資金外国語版リンク

▶ [English](#) ▶ [Español](#) ▶ [Português](#) ▶ [한국어](#) ▶ [中文\(簡体\)](#) ▶ [Tiếng Việt](#)

# 住居確保給付金

---

# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度 第二次補正予算:73億円

令和2年度当初予算額 227億円の内数  
令和2年度第1次補正予算額 27億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ・ 離職・廃業後2年以内の者  
・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。  
① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12  
② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円  
・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）  
※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円  
・ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

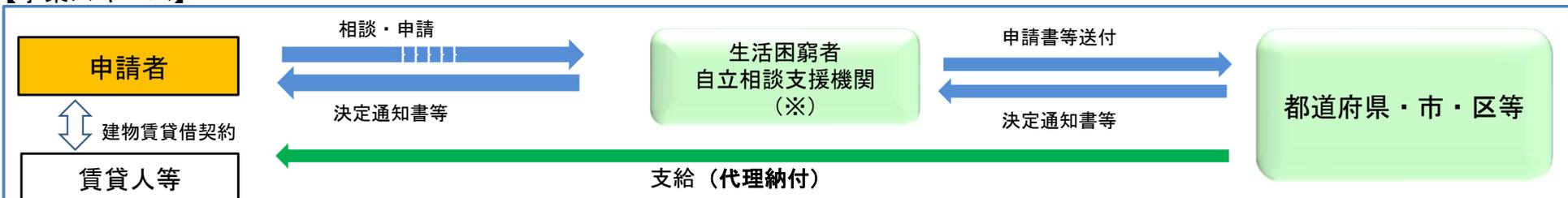
等

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

# 住居確保給付金 今回の改正にかかる 質疑応答集より抜粋

(外国人)

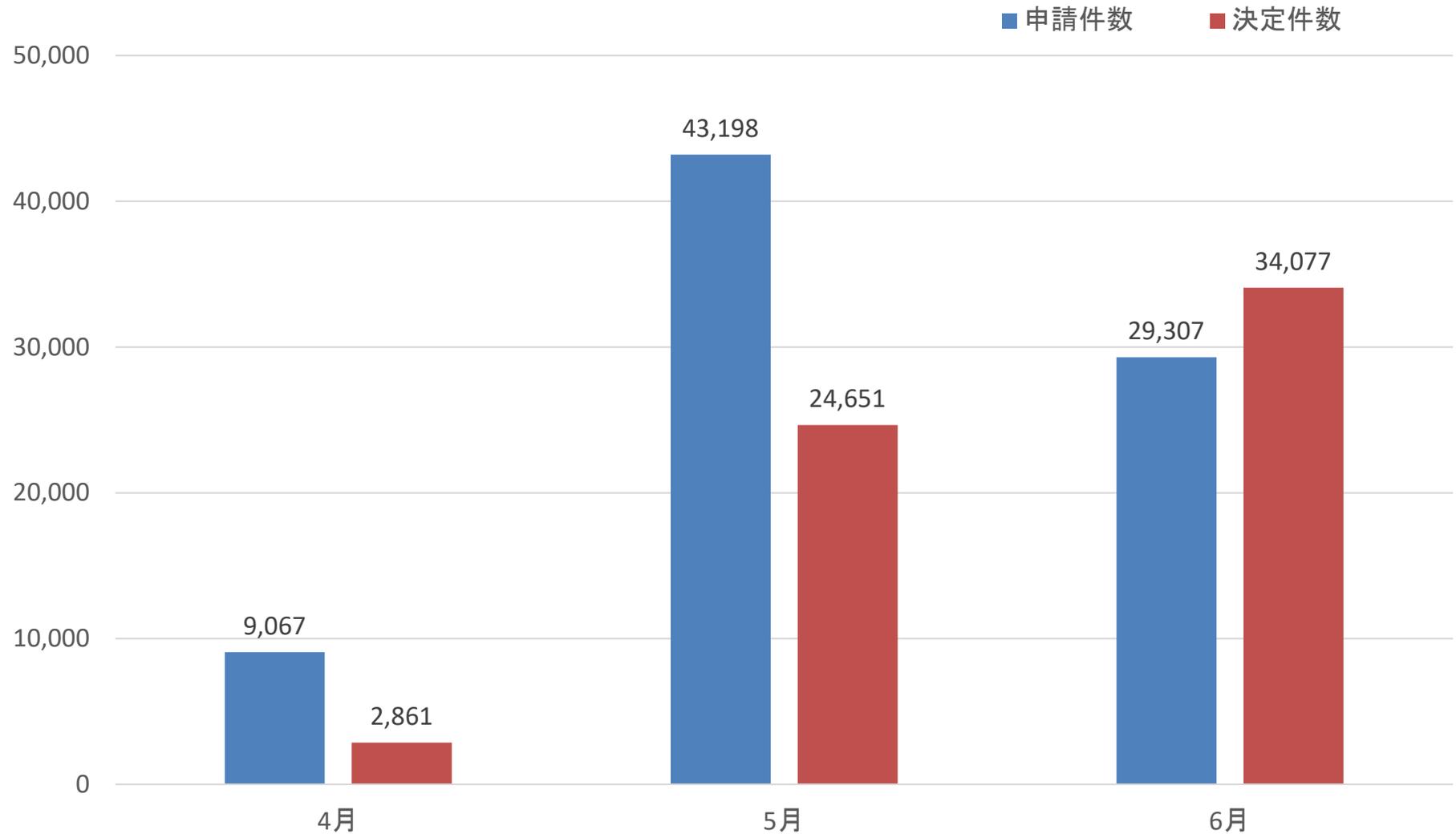
Q8 外国人は、支給対象者となるのか。

A 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635068.pdf>

# 住居確保給付金の直近の実績（速報値）

申請総数：81,572件  
決定総数：61,589件



## これまでの取組

### 【支給対象の拡大等】

- 4/20から、これまで「離職・廃業から2年以内の者」が対象であったところ、「休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者」も対象とした。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623242.pdf>

- 4/30から、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、当分の間、ハローワークへの求職申込を不要とした。

- 5/29から、特に必要と認められる場合は、例外として、クレジットカードにより家賃を支払う者が、住居確保給付金を受領できることとした。 ※ 本来は、賃貸人等への代理納付

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635069.pdf>

- 7月から、給付金の算定方法の見直し

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646522.pdf>

### 【その他】

- 5/21から、土日祝日も含めて対応する専用コールセンターの設置

- 5/28から貸付の専用特設サイトの設置(制度概要、申請書様式、Youtube動画の紹介など)

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

- 6/11から、申込書の書き方等を解説するYoutube動画の公開

# 住まい支援

---

# 生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算:26億円

## 事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

## 事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

### 【支援内容(例)】

#### ①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

#### ②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

### 【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

## 補助スキーム等



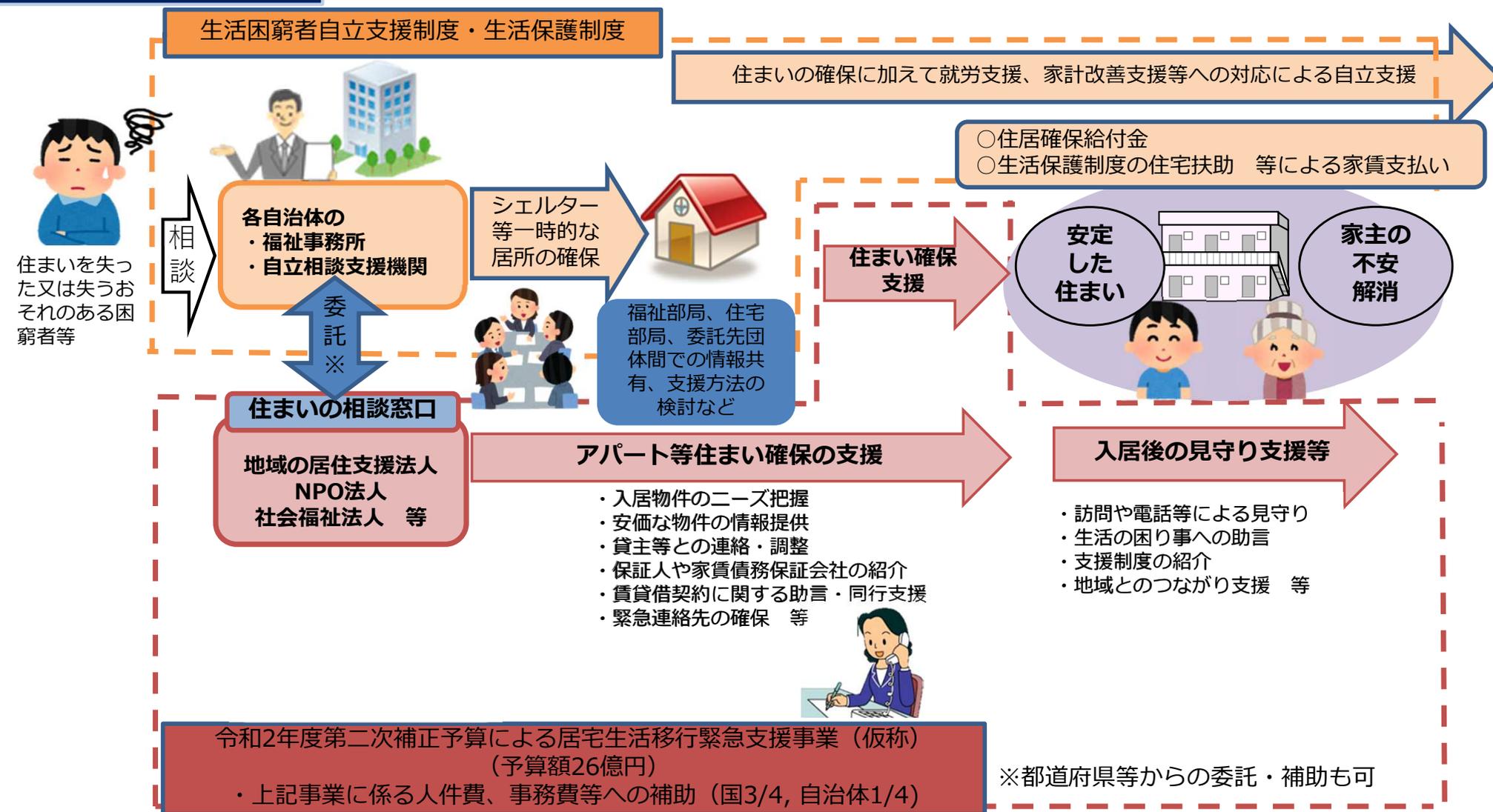
(1)実施主体:都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率:国3/4、自治体1/4

# 生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

## 事業のスキーム



# 自立相談支援の強化

---

# 生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)

令和2年度 第二次補正予算:60億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。

## 実施主体

都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体、905自治体)

## 補助の流れ

厚生労働省



国庫補助

都道府県・市・区等 (905自治体)



直接支出又は委託

自立相談支援機関等 (1,317機関等)

## 事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助率

国 3/4

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 令和2年度第2次補正予算案に計上した自立相談支援機関等の強化事業や、令和2年度当初予算に計上されているアウトリーチ等の充実に関する事業等を通じて、生活困窮者の自立支援体制を強化する。

## 自立相談支援機関

### これまでの予算措置（令和2年度当初予算）

#### 【自立相談支援事業】

- 予算額 : 約487億円の内数（負担金）
- 補助率 : 3/4
- 配置職員 :
  - ・ 主任相談支援員
  - ・ 相談支援員
  - ・ 就労支援員 等

#### ○ 柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人員体制等の強化を行うために、国庫負担上限額を超える国庫負担が必要な場合には、個別に相談を受けた上で、これを認める

#### 【アウトリーチ支援員】

- 予算額 : 約32億円の内数（補助金）
- 補助率 : 定額10/10

#### ○ 柔軟な対応

基本的に、就労準備支援事業等の実施を要件としているが、これが難しい場合には、個別協議により国庫補助を認める。

### 新たな予算措置（令和2年度第2次補正予算）

NEW!!

- 予算額 : 約60億円の内数（補助金）
- 補助率 : 3/4※
- 補助対象
  - 各自治体において、それぞれの課題を踏まえ、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。
  - ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
  - ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
  - ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
  - ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
  - ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
  - ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
  - ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
  - ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

※ 地方負担分1/4については、第2次補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援できるよう、関係省庁と調整済

# 新しいつながり事業

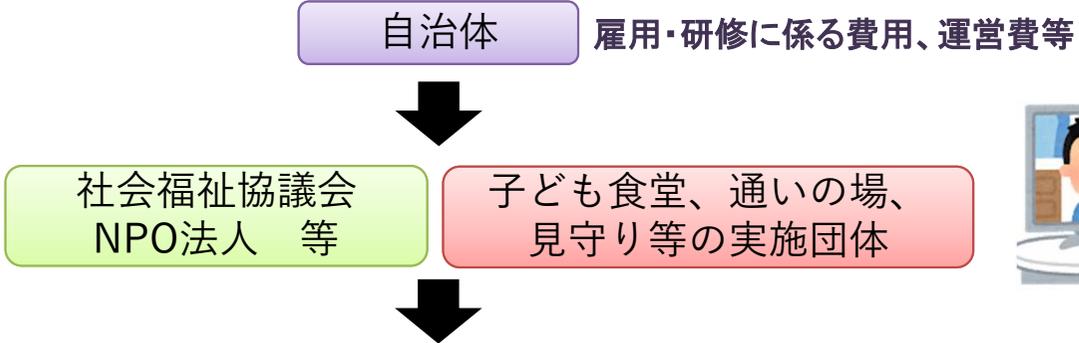
---

# 新しいつながり事業の概要

- **背景**
- 新型コロナウイルス感染症により失業する方が増加
  - 一方、複数人が屋内で集まることを前提にした子ども食堂や通いの場等の居場所づくりがしづらい状況
  - 居場所を喪失することによる孤立・フレイルのリスクの高まり、住民相互の関係性の希薄化

## ■ 事業スキーム(イメージ)

- ①集いの場の再開・役割の創出支援
- ②つながりの発見・創出支援
- ③「気になる人」の見守り支援
- ④新しいつながりの環境醸成支援



## ◆ つながり推進員



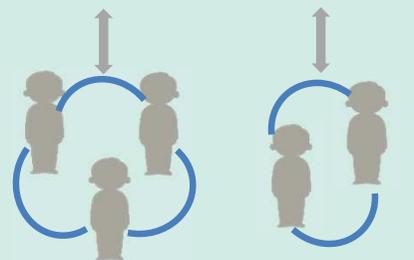
失職者、内定取消し者、専業主婦(夫)、高齢者等  
(臨時雇用、有償ボランティア等)

※フルタイム・パートタイムの双方を想定  
※資格・経験は問わない  
※研修の実施(オンライン研修含む)

**他事業の一体的実施  
や連携も想定**  
(※次ページの実例参照)

### ①集いの場の再開・役割の創出支援

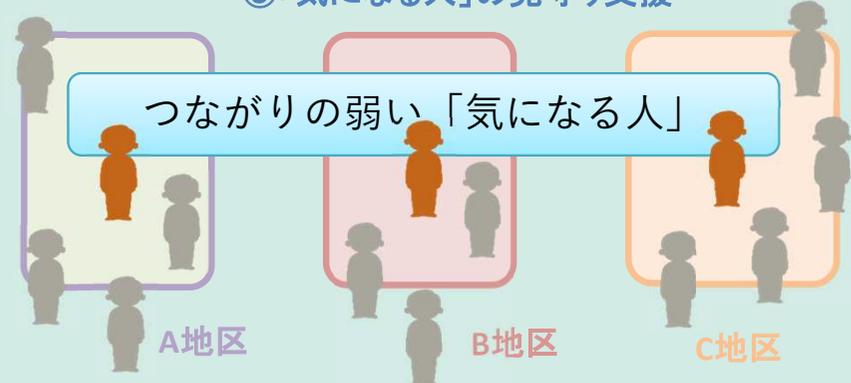
子ども食堂、通いの場、  
見守り等



### ②つながりの発見・創出支援

### ③「気になる人」の見守り支援

つながりの弱い「気になる人」



小地域で、新たに気にかけて合う関係づくり等

### ④新しいつながりの環境醸成支援

(活動例)

- ・ 屋外プログラムの提供
- ・ フードパントリーなど対面時間を減らす手法への切替
- ・ ICTを活用し、3密を控えた見守り、相談支援(つぶやきの受け止め)
- ・ 住民どうしのつながりの把握
- ・ 訪問を通じた新たなつながり・参加の場づくり
- ・ 専門職や専門機関の参加の促進

## 事業の実施により期待できる効果

- ・ 新たな雇用の創出
- ・ 「気になる人」を気に掛ける風土の醸成
- ・ 気になる人どうしの結びつき
- ・ 地域づくりの担い手の創出
- ・ 新たな時代に対応した新しいつながり方の構築

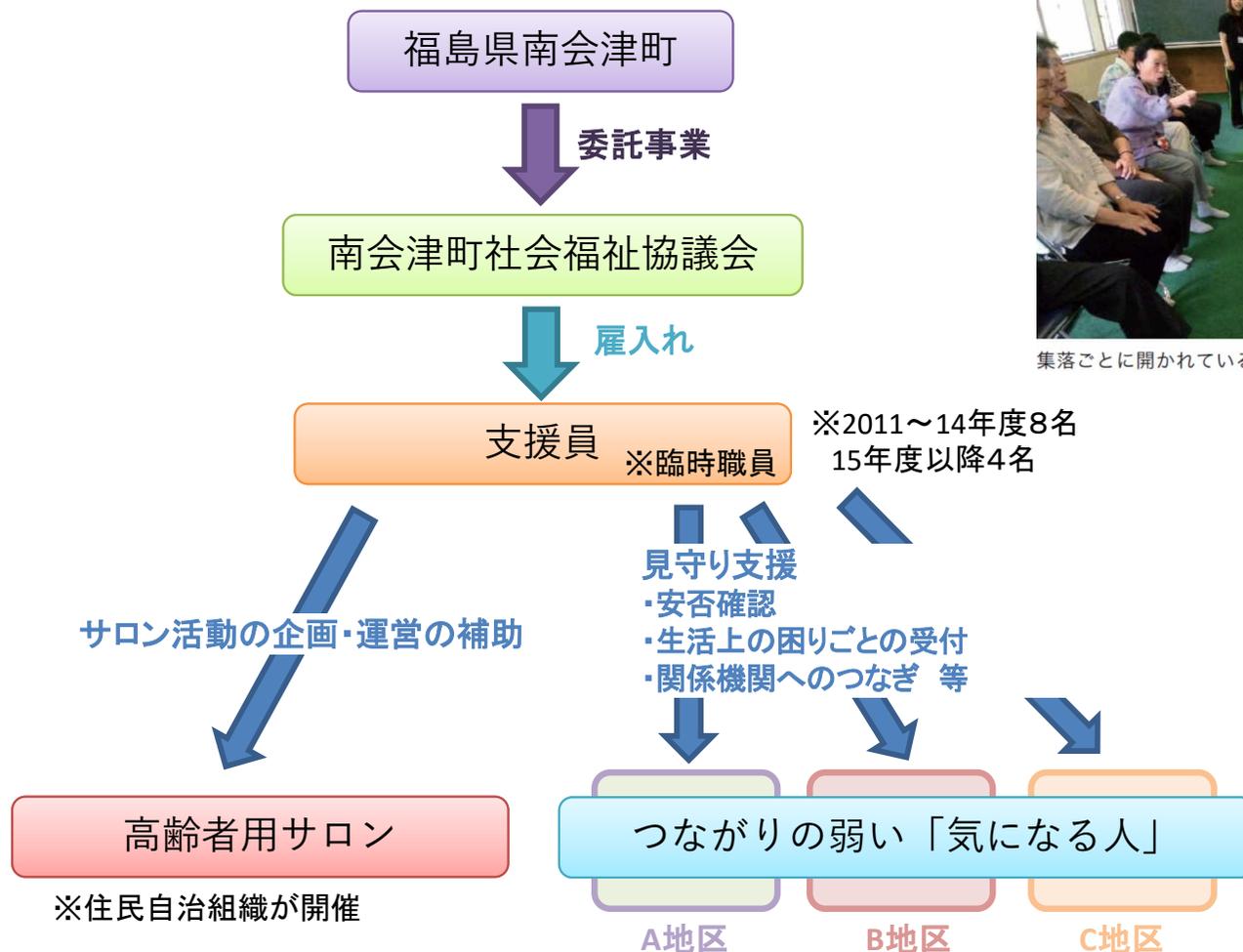
## 地域共生社会の実現

# 【参考①】新しいつながり事業の参考事例（福島県南会津町の例）

## ■ 事業概要

- 福島県南会津町では、町の委託事業として、町社協に「高齢者見守り支援員」を配置（2011年度～）
- 支援員は、高齢者宅の戸別訪問やサロン活動の運営補助を行う
- こうした支援を通じて、過疎化・高齢化が進む地域の活性化にもつながる取組となっている

## ■ 事業スキーム



集落ごとに開かれている「ふれあいサロン」（写真提供：南会津町社協）



高齢者見守り支援員による戸別訪問の様子（写真提供：南会津町社協）

## 【参考②】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集（抜粋）

（内閣府地方創生推進室（令和2年5月1日））

### 39.緊急対応型雇用創出・研修事業

解雇や雇止め、内定取り消し、就職氷河期世代等の就労機会を失った方々などに対して、地方公共団体が一時的な雇用を自ら実施又は就職サポートを委託するのに必要な経費に充当。また、これらの方々が、人手不足が深刻でかつ社会的必要性が高い農林水産業、運送業、宅配、食品スーパー等に就業するため、感染症対策のステージも十分踏まえながら、実地やwebでの研修等を行う事業者に対して必要な経費の一部を支援。



### 65.地域のソーシャルビジネス、NPO支援事業

地域のために様々な活動を行っているNPOやソーシャルビジネスを実施している企業が、感染症拡大防止のためのステージを十分踏まえながら、感染症対策に関連して地域の抱える課題に対して様々な活動を強化する際に、奨励金等により支援。



さいごに

---

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑  
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

伝統的に社会保障は、一つには困窮の原因となるべき一定の社会的事故ないし要保障事由の発生に際してなされる、二つ目に所得の保障ないし経済保障を中核として捉えられてきたわけであります。

その後の発展過程において、社会保障の捉え方も変化し、予防、治療、リハビリテーションからなる一連の過程を捉えた医療保障の理念が一般化しております。（中略）ただし、現在でも、医療や社会福祉サービスと費用負担の問題とを切り離すことはできませんし、社会的事故あるいは要保障事由の発現を契機とする社会保障という捉え方は、現在でも基本的に維持されております。

こうした社会保障の伝統的な理解に対して、その限界が明らかになってきました。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑  
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

第一に、要保障事由の発生に際しての公的給付という社会保障の捉え方の限界が明らかになっております。

こうした事故ないしリスクに着目した捉え方は、貧困や生活困窮をもたらし得るリスクの発生という、いわばマイナスの事態に対する保障という側面に着目した捉え方であります。

しかし、こうした捉え方では、人々の発達や成長に向けた支援、サポートといった積極的な意味での保障を規範的に支える論理となりがたいわけ  
です。

しかし、今日的に求められているのは、貧困に陥らないという意味でのセーフティネットの確保にとどまらず、人々が能動的かつ主体的に生きていくための積極的な公的、社会的支援でもあると思われるわけです。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑  
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

第二に、所得保障やサービス保障といった従来の社会保障の保障方法の限界も明らかになってきております。

こうしたいわば実体的な社会保障の捉え方は、所得再分配を通じた経済的貧困への対応や、医療、介護などのニーズへの対応を念頭に置くものがありますが、こうした物質的なニーズの充足では対応できないいわゆる社会的排除に対処する必要性を十分に説明することができないわけであります。

これに対して、最近では、社会的排除に対する社会的包摂が重要であることが広く認識されるに至っております。こうした社会的包摂策により、稼働能力がある場合には、最終的に雇用労働につくことを通じて、生計の維持とともに自己実現を図るための基盤を確保することが可能となってまいります。また、雇用労働に至らなくとも、中間的就労などを含む社会的活動を通じて社会とのつながりを確保し、社会の一員であることの自尊の感覚を持つことが可能となっ

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑  
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

このように、社会保障を年金や手当などの所得保障や医療、介護などのサービス保障といった実体的な給付、いわば所得再分配的な20世紀型社会保障でとらえきることの不十分性が明らかになってまいりました。

すなわち、定型的な要保障事由の発生に際しての国の所得再分配機能を通じての物質的な給付だけでは、さまざまな生活上の困難を抱えた個々人の自立に向けた積極的な支援とは必ずしもなり得ないわけです。そこで、個別かつ包括的な福祉的相談支援の重要性が認められるに至ったわけです。

こうした相談支援を、金銭やサービスなどの従来型の社会保障給付と有機的に関連づけて、あるいはそれ自体、単体として本格的に展開していくことが、21世紀型福祉社会の目指すべき方向性であると考えられます。

平成30年4月24日 衆議院厚生労働委員会 参考人質疑  
早稲田大学法学部教授 菊池馨実参考人 意見陳述 より

生活困窮者自立支援法による相談支援は、従来の社会保障制度の所得再分配メカニズムを通じて、経済的貧困への対応が一定程度図られた後、そうした国家レベルでの対応の網の目からこぼれ落ちた人々の困窮に対し、地方レベルで、個々人のニーズにあわせてオーダーメイドで支援していくための画期的な仕組みとして評価でき、それは戦後日本の社会保障の歴史的到達点と位置付けられるものであります。